

寺院の適切な管理運営について

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

宗門総合振興計画の重点項目6に掲げる「組織の役割の確認」の推進事項(9)「寺院の現状把握と自己診断につとめ、各寺院で必要とされる活動の展開について、専門的立場から支援を行う」における「⑩寺院・門徒・地域の活性化促進のため、各寺院が置かれる現状の把握と自己診断を行い、その結果を基に専門的な支援を行う」の一環として、平成29年度は『宗報』において、適正な寺院運営の啓蒙・普及を図るため、『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載いたしました。

今回からは、これまでの内容を踏まえて、寺院の運営に直接関わる願記等の取り扱いを掲載いたします。

「願記等」とは、宗門の最高法規である『浄土真宗本願寺派宗法』や宗派の法人規則である『宗教法人「浄土真宗本願寺派」宗規』をはじめ、一般寺院に関する手続き等を規定する『寺院規程』といった諸規則や各寺院の法人規則である『寺則』に基づき、寺院や僧侶が総局に提出する、申請書・願書や届書のことをいいます。

「願記等」には、「寺則変更承認申請書」や「除却新築承認申請書」といった

寺院関係の手続きや、「住職任命申請書」や「責任役員任命申請書」、「門徒総代届」といった役員関係の手続き、また「改姓(名)届」や「所属寺変更許可申請書」といった個人関係の手続きに必要な書類があります。

例えば、寺院関係として、門徒総代の設定を増員する場合には、「寺則変更承認」の手続きが必要になります。〈『宗報』(平成29年6月号)参照

『寺院規程』には、「寺院が寺則を変更

しようとするときは、門徒総代に諮問し、責任役員の3分の2以上の多数の議決を経て、総長の承認を受けた後、所轄庁に認証の申請をするものとする」と規定されており、『寺則』においても同様に規定がされています。

そのため、『寺則』を変更する場合には、『寺院規程』や『寺則』に基づく手続きとして、「寺則変更承認申請書」を作成し、総局に提出する必要があるとします。

また、寺院関係として、寺院の本堂が老朽化したため、除却し、あらたに新築する等といった場合には、「財産処分」の手続きが必要になります。〈『宗報』(平成30年1月号)参照〉

これについて、『寺則』には、寺院が財産の処分等を行うとする場合は、「門徒総代に諮問し、その行為の少なくとも1か月前に、門徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない」、また

「この寺院の境内地及び境内建物その他の重要な財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、総長の承認を受けなければならない」と規定されています。

そのため、本堂を除却し新築する場合における「財産処分」の手続きとして、「除却新築承認申請書」の提出が必要となります。

なお、上記の手続きについては、『宗報』(平成29年5月号)に掲載の通り、宗教法人が規則(寺則)の変更を行う場合は、所轄庁の「認証」を得なければならないこと、また宗教法人が「財産処分」をしようとするときは「公告」を行うことが、『宗教法人法』においても規定されています。

この他、寺院の役員や個人に関する手続き等についても、それぞれ宗派の諸規則、『寺則』や『宗教法人法』等で規定されているものもあり、寺院を運営するうえで、様々な手続きを行う場合は、これら関連の規則に基づく手続きが必要となります。

こういった手続きを行うために、宗派において必要に応じた「願記等」が整備されていますので、次号以降、順次ご紹介してまいります。

なお、「願記等」については、本願寺ホームページ「お寺の情報箱」にも掲載していますので、併せてご参照いただき、適正な寺院運営が行われることを期待するものであります。